4　平成三十年度から平成三十二年度までの間における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「、算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令は、平成二十六年度以後の年度における標準税収入額の算定について適用し、平成二十五年度以前の年度における標準税収入額の算定については、なお従前の例による。

○総務省令第三十四号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百三十二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の十第二項中「火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会」を「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第三項に規定する火災等共済組合、同項に規定する火災等共済組合連合会」に改める。

第一条の十一を次のように改める。

第一条の十一　削除

第三条第一項の表㈣の項中「第九条の七第二十七項」を「第九条の七第二十九項」に改める。

第三条の二の見出し中「第九条の七第四項及び第二十六項」を「第九条の七第六項及び第二十八項」に改め、同条第一項中「第九条の七第四項及び第二十六項に規定する総務省令」を「第九条の七第六項及び第二十八項に規定する総務省令」に改め、同項第一号イ中「第九条の七第四項及び第二十六項」を「第九条の七第六項及び第二十八項」に改め、同号ロ中「十七・三分の五」を「十二・九分の三・二」に改め、同項第二号中「第九条の七第四項及び第二十六項」を「第九条の七第六項及び第二十八項」に改め、同条第二項中「第九条の七第十三項」を「第九条の七第十五項」に改め、同項第一号中「第九条の七第六項」を「第九条の七第八項」に、「本号」を「この号」に改め、同項第二号中「第九条の七第六項」を「第九条の七第八項」に、「本条」を「この条」に、「本号」を「この号」に改め、同項第四号中「第九条の七第六項」を「第九条の七第八項」に、「同条第八項各号」を「同条第十項各号」に改め、同項第五号中「第九条の七第六項」を「第九条の七第八項」に、「同条第八項各号」を「同条第十項各号」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「第九条の七第二十三項」を「第九条の七第二十五項」に改め、同項第一号中「第九条の七第十八項」を「第九条の七第二十項」に、「同条第十七項」を「同条第十九項」に、「本号」を「この号」に改め、同項第四号中「第九条の七第十八項」を「第九条の七第二十項」に、「同条第二十項各号」を「同条第二十二項各号」に、「同条第十七項」を「同条第十九項」に改める。

第三条の四第二項第二号中「及び」の下に「同項第三号に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに」を加える。

第三条の四の四第一項第四号中「いう。）」の下に「及び次号に規定する地方法人税額」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第一号の申立てに係る地方法人税額

第六条の五の次に次の一条を加える。

（法第七十二条の四十九の六第四項の場合）

第六条の六　法第七十二条の四十九の六第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十五条の税務代理権限証書に、法第七十二条の四十九の六第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第七条の二の二を削り、第七条の二の三を第七条の二の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第七十二条の六十三の二第四項の場合）

第七条の二の三　法第七十二条の六十三の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書に、法第七十二条の六十三の二第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第七条の三の三第一項中「小規模住居型児童養育事業」の下に「、病児保育事業、子育て援助活動支援事業」を加える。

第七条の六を削る。

第七条の七の見出し中「第三十七条の十八第一号の区分等」を「第三十七条の十八第三項第一号の構造等」に改め、同条第一項中「第三十七条の十八第一号」を「第三十七条の十八第三項第一号」に、「区分」を「構造」に改め、同条第二項中「第三十七条の十八第三項第三号」に、「同号に掲げる」を「同条第二項の」に改め、同条を第七条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の二十七の二第一項の証明を受ける方法）

第七条の七　法第七十三条の二十七の二第一項に規定する総務省令で定める証明を受ける方法は、同項の規定の適用を受けるべき住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令第三十七条の十八第二項の基準に適合する旨を証する書類を、法第七十三条の二十七の二第一項に規定する当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、同項の規定の適用があるべき旨の申告をした道府県知事に提出する方法とする。

第八条の五十三の次に次の一条を加える。

（法第百四十四条の三十八の二第四項の場合）

第八条の五十三の二　法第百四十四条の三十八の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書に、法第百四十四条の三十八の二第一項に規定する税務代理人への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第三条の四の二第一項第三号中「いう。）」の下に「及び次号に規定する地方法人税額」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第一号の申立てに係る地方法人税額（租税特別措置法第六十六条の四第十七項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。第三項及び第三条の四の四において同じ。）

第三条の四の二第三項第三号中「いう。）」の下に「及び次号に規定する地方法人税額」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第一号の申立てに係る地方法人税額

第三条の四の三第二項第二号中「及び」の下に「同項第三号に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに」を加える。

第三条の四の四第一項第四号中「いう。）」の下に「及び次号に規定する地方法人税額」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第一号の申立てに係る地方法人税額

第三条の四の四第三項第四号中「いう。）」の下に「及び次号に規定する地方法人税額」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第一号の申立てに係る地方法人税額

第三条の四の四第四項第四号中「いう。）」の下に「及び次号に規定する地方法人税額」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第一号の申立てに係る地方法人税額

第六条の五の次に次の一条を加える。

（法第七十二条の四十九の六第四項の場合）

第六条の六　法第七十二条の四十九の六第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十五条の税務代理権限証書に、法第七十二条の四十九の六第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第七条の二の二を削り、第七条の二の三を第七条の二の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第七十二条の六十三の二第四項の場合）

第七条の二の三　法第七十二条の六十三の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書に、法第七十二条の六十三の二第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第七条の三の三第一項中「小規模住居型児童養育事業」の下に「、病児保育事業、子育て援助活動支援事業」を加える。

第七条の六を削る。

第七条の七の見出し中「第三十七条の十八第一号の区分等」を「第三十七条の十八第三項第一号の構造等」に改め、同条第一項中「第三十七条の十八第一号」を「第三十七条の十八第三項第一号」に、「区分」を「構造」に改め、同条第二項中「第三十七条の十八第三項第三号」に、「同号に掲げる」を「同条第二項の」に改め、同条を第七条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の二十七の二第一項の証明を受ける方法）

第七条の七　法第七十三条の二十七の二第一項に規定する総務省令で定める証明を受ける方法は、同項の規定の適用を受けるべき住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令第三十七条の十八第二項の基準に適合する旨を証する書類を、法第七十三条の二十七の二第一項に規定する当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、同項の規定の適用があるべき旨の申告をした道府県知事に提出する方法とする。

第八条の五十三の次に次の一条を加える。

（法第百四十四条の三十八の二第四項の場合）

第八条の五十三の二　法第百四十四条の三十八の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書に、法第百四十四条の三十八の二第一項に規定する税務代理人への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第三条の四の二第一項第三号中「いう。）」の下に「及び次号に規定する地方法人税額」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第一号の申立てに係る地方法人税額（租税特別措置法第六十六条の四第十七項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。第三項及び第三条の四の四において同じ。）

第三条の四の二第三項第三号中「いう。）」の下に「及び次号に規定する地方法人税額」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第一号の申立てに係る地方法人税額

第三条の四の三第二項第二号中「及び」の下に「同項第三号に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに」を加える。

第三条の四の四第一項第四号中「いう。）」の下に「及び次号に規定する地方法人税額」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第一号の申立てに係る地方法人税額

第三条の四の四第三項第四号中「いう。）」の下に「及び次号に規定する地方法人税額」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第一号の申立てに係る地方法人税額

第六条の五の次に次の一条を加える。

（法第七十二条の四十九の六第四項の場合）

第六条の六　法第七十二条の四十九の六第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十五条の税務代理権限証書に、法第七十二条の四十九の六第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第七条の二の二を削り、第七条の二の三を第七条の二の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第七十二条の六十三の二第四項の場合）

第七条の二の三　法第七十二条の六十三の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書に、法第七十二条の六十三の二第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第七条の三の三第一項中「小規模住居型児童養育事業」の下に「、病児保育事業、子育て援助活動支援事業」を加える。

第七条の六を削る。

第七条の七の見出し中「第三十七条の十八第一号の区分等」を「第三十七条の十八第三項第一号の構造等」に改め、同条第一項中「第三十七条の十八第一号」を「第三十七条の十八第三項第一号」に、「区分」を「構造」に改め、同条第二項中「第三十七条の十八第三項第三号」に、「同号に掲げる」を「同条第二項の」に改め、同条を第七条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の二十七の二第一項の証明を受ける方法）

第七条の七　法第七十三条の二十七の二第一項に規定する総務省令で定める証明を受ける方法は、同項の規定の適用を受けるべき住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令第三十七条の十八第二項の基準に適合する旨を証する書類を、法第七十三条の二十七の二第一項に規定する当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、同項の規定の適用があるべき旨の申告をした道府県知事に提出する方法とする。

第八条の五十三の次に次の一条を加える。

（法第百四十四条の三十八の二第四項の場合）

第八条の五十三の二　法第百四十四条の三十八の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書に、法第百四十四条の三十八の二第一項に規定する税務代理人への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

4　平成三十年度から平成三十二年度までの間における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「、算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令は、平成二十六年度以後の年度における標準税収入額の算定について適用し、平成二十五年度以前の年度における標準税収入額の算定については、なお従前の例による。

○総務省令第三十四号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百三十二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の十第二項中「火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会」を「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第三項に規定する火災等共済組合、同項に規定する火災等共済組合連合会」に改める。

第一条の十一を次のように改める。

第一条の十一　削除

第三条第一項の表㈣の項中「第九条の七第二十七項」を「第九条の七第二十九項」に改める。

第三条の二の見出し中「第九条の七第四項及び第二十六項」を「第九条の七第六項及び第二十八項」に改め、同条第一項中「第九条の七第四項及び第二十六項に規定する総務省令」を「第九条の七第六項及び第二十八項に規定する総務省令」に改め、同項第一号イ中「第九条の七第四項及び第二十六項」を「第九条の七第六項及び第二十八項」に改め、同号ロ中「十七・三分の五」を「十二・九分の三・二」に改め、同項第二号中「第九条の七第四項及び第二十六項」を「第九条の七第六項及び第二十八項」に改め、同条第二項中「第九条の七第十三項」を「第九条の七第十五項」に改め、同項第一号中「第九条の七第六項」を「第九条の七第八項」に、「本号」を「この号」に改め、同項第二号中「第九条の七第六項」を「第九条の七第八項」に、「本条」を「この条」に、「本号」を「この号」に改め、同項第四号中「第九条の七第六項」を「第九条の七第八項」に、「同条第八項各号」を「同条第十項各号」に改め、同項第五号中「第九条の七第六項」を「第九条の七第八項」に、「同条第八項各号」を「同条第十項各号」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「第九条の七第二十三項」を「第九条の七第二十五項」に改め、同項第一号中「第九条の七第十八項」を「第九条の七第二十項」に、「同条第十七項」を「同条第十九項」に、「本号」を「この号」に改め、同項第四号中「第九条の七第十八項」を「第九条の七第二十項」に、「同条第二十項各号」を「同条第二十二項各号」に、「同条第十七項」を「同条第十九項」に改める。

第三条の四第二項第二号中「及び」の下に「同項第三号に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに」を加える。

第三条の四の四第一項第四号中「いう。）」の下に「及び次号に規定する地方法人税額」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第一号の申立てに係る地方法人税額

第六条の五の次に次の一条を加える。

（法第七十二条の四十九の六第四項の場合）

第六条の六　法第七十二条の四十九の六第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十五条の税務代理権限証書に、法第七十二条の四十九の六第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第七条の二の二を削り、第七条の二の三を第七条の二の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第七十二条の六十三の二第四項の場合）

第七条の二の三　法第七十二条の六十三の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書に、法第七十二条の六十三の二第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第七条の三の三第一項中「小規模住居型児童養育事業」の下に「、病児保育事業、子育て援助活動支援事業」を加える。

第七条の六を削る。

第七条の七の見出し中「第三十七条の十八第一号の区分等」を「第三十七条の十八第三項第一号の構造等」に改め、同条第一項中「第三十七条の十八第一号」を「第三十七条の十八第三項第一号」に、「区分」を「構造」に改め、同条第二項中「第三十七条の十八第三項第三号」に、「同号に掲げる」を「同条第二項の」に改め、同条を第七条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の二十七の二第一項の証明を受ける方法）

第七条の七　法第七十三条の二十七の二第一項に規定する総務省令で定める証明を受ける方法は、同項の規定の適用を受けるべき住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令第三十七条の十八第二項の基準に適合する旨を証する書類を、法第七十三条の二十七の二第一項に規定する当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、同項の規定の適用があるべき旨の申告をした道府県知事に提出する方法とする。

第八条の五十三の次に次の一条を加える。

（法第百四十四条の三十八の二第四項の場合）

第八条の五十三の二　法第百四十四条の三十八の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書に、法第百四十四条の三十八の二第一項に規定する税務代理人への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。